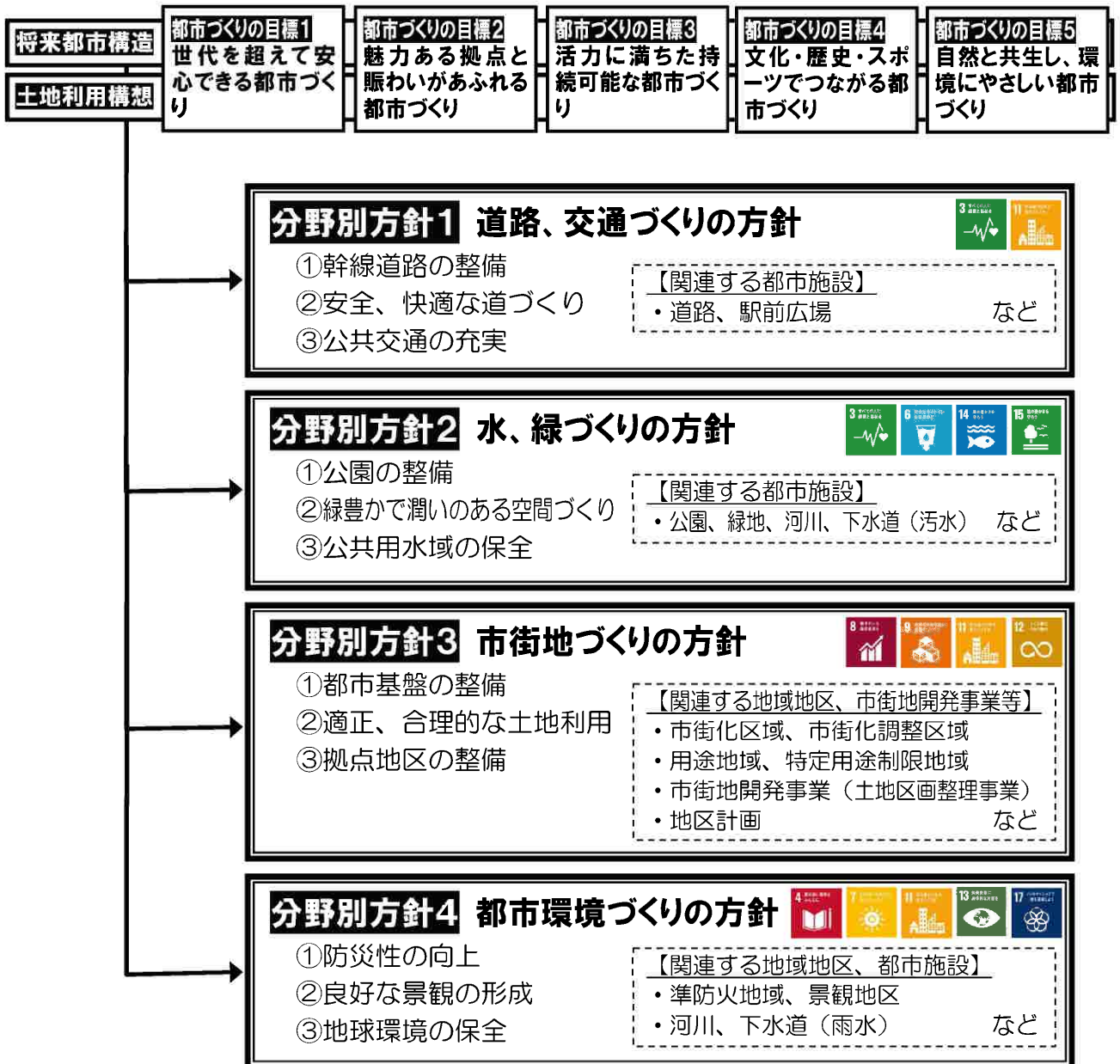


# 第5章 分野別都市づくり計画

本章では、『第4章 都市づくりの基本計画』による、将来都市構造及び土地利用構想の実現に向けた、4分野毎の都市計画施策の展開の考え方を設定します。



## 5-1 道路、交通づくりの方針



### 1. 基本方針

現在、本市の都市計画道路は、12路線、25,390mが計画決定されています。本市では、自動車交通の利便性を高め、活発な産業活動や交流拡大を促進するため、幹線的な道路の整備を計画的に進めます。これらの整備にあたっては、数多くの路線があることを踏まえ、各路線が果たすべき役割に応じた段階構成を明確にするとともに、整備の優先順位づけや都市計画道路の見直し検討も行うなど、効率的かつ効果的に進めることとします。

また、デジタル技術を活用し、歩行者や交通弱者の視点に立った交通環境の充実にも積極的に取り組みます。特に、超高齢社会に対応し、過度に自動車に頼らず暮らせる日常生活圏を構築するため、JR穂積駅を中心とした公共交通ネットワークの強化によるコンパクト・プラス・ネットワークの構築や、安全な歩行環境の整備等を進めます。

#### 《施策体系》

- |                 |                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| ● 幹線道路の整備 …………… | ① 段階構成の明確な幹線道路ネットワークの形成<br>② 都市間を結ぶ道路の整備<br>③ 地域間を結ぶ道路の整備  |
| ● 安全、快適な道づくり …… | ① 生活道路の整備<br>② 歩行環境の整備<br>③ 自転車走行環境の整備<br>④ 美しく機能的な道路空間の整備 |
| ● 公共交通の充実 …………… | ① 利便性の高い公共交通ネットワークの形成<br>② 交通結節点の整備                        |

### 2. 整備、誘導の方針

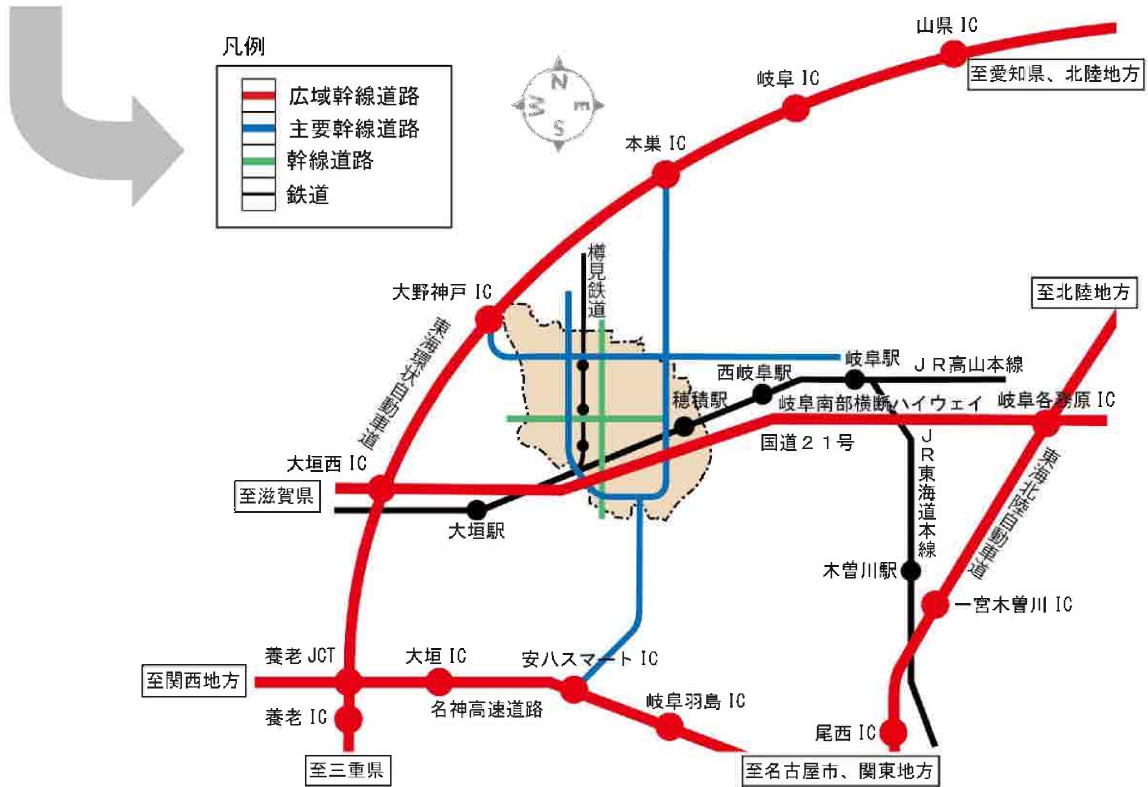
#### 《幹線道路の整備》 ① 段階構成の明確な幹線道路ネットワークの形成

- ・市内外多くの人々が利用する幹線的な道路については、「広域幹線」、「主要幹線」、「幹線」、「補助幹線」といった段階構成に基づく区分を行い、それぞれの役割や交通処理の状況等に応じて、計画的に整備を行います。

- ・具体的には、都市計画道路の整備はほぼ完了していますが、個別具体プランである「瑞穂市道路網整備計画」に基づき、また、当該計画の見直しや通勤通学の利便性向上に資する都市計画道路の見直し検討等も適宜行いながら、道路整備を着実に進めます。

■段階構成に基づく道路区分と対象路線

区分	機能、役割のイメージ	路線名 << 都市計画道路名称 >>
広域幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市間の広域的な交通を集約して処理</li> <li>・広域都市圏の骨格を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道475号(東海環状自動車道) &lt;&lt;(都)東海環状自動車道&gt;&gt;</li> <li>・岐阜南部横断ハイウェイ</li> </ul>
主要幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接都市間及び都市内の地域間の交通を集約して処理</li> <li>・都市の骨格を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道21号 &lt;&lt;(都)一般国道21号線&gt;&gt;</li> <li>・主要地方道北方多度線 &lt;&lt;(都)馬場北方線・馬場祖父江線&gt;&gt;</li> <li>・主要地方道岐阜栄南大野線 &lt;&lt;(都)岐阜穂積線&gt;&gt;</li> <li>・主要地方道岐阜栄南大野線バイパス</li> <li>・一般県道曾井中島美江寺大垣線</li> <li>・市道10-1号線他(市道西部環状線)</li> </ul>
幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内の地域間の交通を集約して処理</li> <li>・都市または地域の骨格を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県道曾井中島美江寺大垣線</li> <li>・一般県道美江寺西結線 &lt;&lt;(都)十九条宝江線&gt;&gt;</li> <li>・一般県道穂積栄南線 &lt;&lt;(都)穂積鷺田橋線&gt;&gt;</li> <li>・市道3-2号線(市道穂積鷺田橋線) &lt;&lt;(都)穂積鷺田橋線&gt;&gt;</li> </ul>
補助幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要幹線、幹線で囲まれた区域内に発生集中する交通を集約して処理</li> <li>・地域の骨格を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地方道岐阜栄南大野線</li> <li>・一般県道墨俣合渡岐阜線</li> <li>・一般県道穂積停車場線 &lt;&lt;(都)駅前線&gt;&gt;</li> <li>・市道1-3号線(市道合渡下生津線) &lt;&lt;(都)合渡下生津線&gt;&gt;</li> <li>・市道4-1号線(市道別府穂積線) &lt;&lt;(都)別府穂積線&gt;&gt;</li> <li>・市道3-4号線(市道別府祖父江線) &lt;&lt;(都)別府祖父江線&gt;&gt;</li> <li>・市道2-1号線(市道本田別府線) &lt;&lt;(都)本田別府線&gt;&gt;</li> </ul>



## **②都市間を結ぶ道路の整備**

- 広域幹線道路である東海環状自動車道及び岐阜南部横断ハイウェイについて、全線の整備を促進します。
- 主要幹線道路のうち、国道21号及び主要地方道岐阜県南大野線バイパスについて、概成、暫定供用区間や未整備区間の整備を促進します。また、市道西部環状線について、未整備区間の整備を推進します。
- 主要地方道北方多度線については、歩道や交差点部の安全性向上に向けた整備を促進します。

## **③地域間を結ぶ道路の整備**

- 幹線道路のうち、一般県道美江寺西結線及び一般県道穂積県南線について、都市計画決定された区間、概成、暫定供用区間の整備を促進します。
- 路線数の多い補助幹線道路については、狭あい区間の多い主要地方道岐阜県南大野線、都市拠点へのアクセス道路等、整備優先度の高い路線を中心に、概成、暫定供用区間や未整備区間の整備を促進または推進します。
- JR穂積駅周辺地区においては、土地区画整理事業等による市街地整備とあわせて、JR穂積駅への円滑なアクセスを確保するための骨格道路及び駅前広場の整備を進めます。

## **《安全、快適な道づくり》**

### **①生活道路の整備**

- 市道を中心とした、幹線的な道路に連絡する生活道路については、地元の要望に加え、緊急性、必要性、整備効果、実現性等の評価基準に基づいて、各路線の整備優先度を決定し、計画的に整備を進めます。

### **②歩行環境の整備**

- 身近な日常生活圏の形成を目指す駅周辺や、通学路、公共公益施設周辺など、歩行者の安全確保の重要性が高い場所では、歩道整備等による歩車分離、歩行者通路のカラー舗装、バリアフリー（歩道の段差解消等）、ゾーン30プラス（最高速度30キロ/時の区域規制、自動車の速度を低減するための狭さくの設置等）の設定、街路灯の設置等を進めます。

- ・多様な交流の創出に向け、犀川等の河川空間や、中山道等の歴史、文化資源を活用しながら、連続性のある歩道等の整備や、カラー舗装、誘導サイン類の設置、休憩のできる憩い空間や緑陰空間の整備など、歩いて楽しい道づくりを進めます。

### **③自転車走行環境の整備**

- ・「岐阜県自転車活用推進計画」における取組と連携し、事故がなく安全に自転車が走行できる通行空間の確保に取り組みます。

### **④美しく機能的な道路空間の整備**

- ・多くの人々が利用する幹線的な道路を中心として、美しい道路空間の保全、創出を目指し、街路樹の適切な維持、管理に努めるとともに、アダプトプログラムを活用し、市民参加による緑化や道路空間の保全活動を推進します。
- ・東海環状自動車道大野神戸ICへのアクセス道路や、市内の環状道路ネットワークを構成する路線等では、道路整備にあわせ、来訪者、観光客の快適な滞在、回遊に寄与する、誘導サインの設置を進めます。

## **《公共交通の充実》**

### **①利便性の高い公共交通ネットワークの形成**

- ・交通事業者や周辺都市と連携し、JR東海道本線や樽見鉄道とバス等を一体的に捉えた上で、輸送機能の維持、強化や輸送サービスの維持、向上に取り組んでいきます。
- ・公共交通については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」を策定のもと、都市拠点、地域生活拠点を中心とした公共交通ネットワークの構築を進め、利便性の向上を図ります。
- ・みずほバスについては、利用状況や利用者の要望等を踏まえ、適宜、路線や運行時刻の改善に取り組むとともに、デジタル技術を活用し、利便性の向上を図ります。また、高齢者や障がい者などの交通弱者に対しては、みずほバス以外の手法も含めた検討を行い、サービスの充実に努めます。

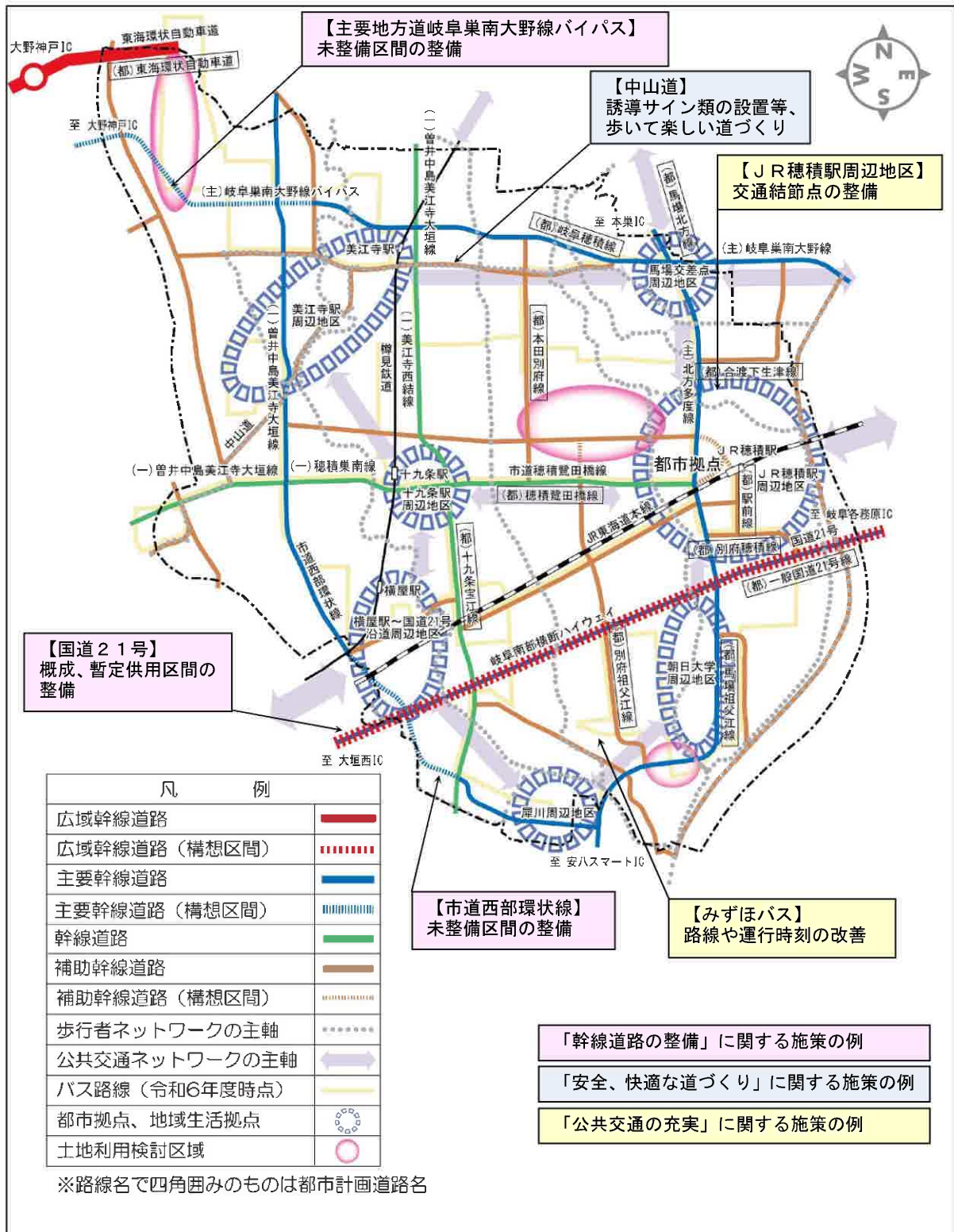
### **②交通結節点の整備**

- ・JR穂積駅周辺地区では、まちの顔づくりに係る土地利用施

策、市街地整備との連携にも留意しながら、駅前広場や、駅へのアクセス道路、駐車場、駐輪場など、JR東海道本線とバス、自家用車、自転車との円滑な乗り継ぎに寄与する環境の整備を推進します。また、駅へのアクセス道路と生活道路との機能分担を明確にし、スムーズな交通の確保に努めます。

- 美江寺駅周辺地区等の地域生活拠点として位置づけられる場所では、身近な生活拠点づくりに係る土地利用施策、市街地整備との連携にも留意しながら、バス待合所や、駐輪場、駅へのアクセス道路など、バスと自転車または樽見鉄道とバス、自転車の円滑な乗り継ぎに寄与する環境の整備を検討します。
- 横屋駅～国道21号沿道周辺地区では、土地区画整理事業と連携した横屋駅駅前広場の整備を推進します。

図 道路、交通づくりの方針



注：この図面は、すべての施策を網羅したものではなく、また、各施策の具体的な位置、区域等を特定したものではない。

## 5-2 水、緑づくりの方針

### 1. 基本方針



本市では、地域生活拠点等での市民の憩い、ふれあい、健康づくり等の利便性向上や、災害時における防災性の強化を図るため、市を代表する大きな公園や身近で気軽に利用できる公園の整備を計画的に進めます。

現在、本市の都市計画決定されている公園は、下記に示す9箇所、3.81haです。

種別	名称	計画面積
街区	前畑公園	0.20ha
//	上光公園	0.27ha
//	高道公園	0.25ha
//	滝坪公園	0.25ha
//	真菰池公園	0.21ha
//	彦内公園	0.29ha
//	天待公園	0.26ha
//	南流公園	0.78ha
近隣	馬場公園	1.3ha
合計(9箇所)		3.81ha

さらに、これらの公園とあわせ、緑豊かで潤いのある都市環境を形成するため、本市の特徴である多くの一級河川や、農地等による田園風景の保全、活用を重視しながら、良好な緑地、自然環境の保全、創出を計画的に進めます。

また、河川を中心とした公共用水域については、いつまでも美しく、安らぎや親しみを感じることができるよう、下水道の整備を通じて、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図ります。

なお、もとす広域連合衛生施設し尿処理場（都市計画名称：本巢衛生施設し尿処理場）については、生活環境の保全や公衆衛生の向上のための施設として、適正な維持、保全に努めます。

#### 《施策体系》

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ●公園の整備 .....        | ①拠点的な公園の整備     |
|                     | ②身近な公園の整備      |
| ●緑豊かで潤いのある空間づくり ... | ①親水空間の整備       |
|                     | ②水と緑のネットワークの形成 |
|                     | ③緑豊かな住環境の保全、創出 |
| ●公共用水域の保全 .....     | ①下水道の整備        |
|                     | ②合併浄化槽の設置      |

## 2. 整備、誘導の方針

### 《公園の整備》

#### ①拠点的な公園の整備

- 個別具体プランである「瑞穂市緑の基本計画」に基づき、市民の憩い、ふれあい、健康づくり等を支える拠点的な公園として、市内各所に中・大規模な公園を配置し、計画的に整備を推進します。
- 都市拠点において、市民の日常的な交流の場・憩いの場や、イベント等による賑わいの場となる、拠点的な公園の整備を検討します。
- 馬場公園、生津スポーツ広場、中ふれあい広場、中山道大月多目的広場等の既存公園等については、緊急避難場所として指定するとともに、機能の相互補完や、防災機能の強化等を検討します。
- (仮称)天王川スポーツ公園については、主要な防災活動拠点の整備と連携して、スポーツ等の活動の場として、整備を推進します。
- 犀川遊水地一帯のさい川さくら公園や犀川高水敷では、賑わいや交流の場としての活用を図るため、イベント会場やバーベキュー、オートキャンプ場等の施設整備を検討します。

#### ②身近な公園の整備

- 街区公園等の市民が身近に利用できる公園については、個別具体プランである「瑞穂市緑の基本計画」に基づき、地域生活拠点として位置づけられる場所や、市街化区域内の公園が不足している場所を中心として、市街化区域内に残存する低未利用地を活かし、市街地整備との連携にも留意しながら、計画的に整備、確保を図ります。
- 既存公園については、施設の老朽化等により住民のニーズに対応できなくなったものを中心として、地域の特性に応じた公園への再整備を図ります。また、公園内のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を行い、子育て世代や高齢者、障がい者等すべての人が使いやすい公園となるよう、質の向上を図ります。
- 市民に親しまれる公園づくりの観点から、地元自治会やボランティアなどによる公園の清掃活動を継続するとともに、公

---

園愛護会の創設やアダプトプログラムの導入などを検討し、市民参加による公園の維持、管理を推進します。

**《緑豊かで潤いのある  
空間づくり》**

**①親水空間の整備**

- 犀川や五六川等における河川改修、その他治水関連事業にあわせ、自然と触れあい、環境学習の場や、スポーツ等の活動の場として活用できる親水空間の整備を図ります。
- 親水空間の整備にあたっては、河川が本来持つ生態系（ハリヨなど）や、土木遺産である五六閘門などの地域文化との調和に留意します。特に、犀川遊水地一帯では、優れた生態系の保全、自然環境の再生について、積極的に取り組みます。

**②水と緑のネットワークの形成**

- 良好な景観や、生物多様性、防災等を支える自然環境の保全、創出を図るため、個別具体プランである「瑞穂市緑の基本計画」に基づき、全市的な水と緑のネットワーク（自然環境が連続した空間）の形成を目指します。
- 市内を流れる多くの一級河川については、水と緑のネットワークの主軸として、河川改修と連携した植生保全や、地元自治会と連携した河川清掃等の美化活動、回遊路の適切な維持管理を進めます。
- 一級河川以外の場所では、幹線道路での街路樹の植樹や、緑の多い公園の整備、道路沿道での民有地緑化等を通じ、河川周辺緑地とも連続した緑地空間の形成を図ります。

**③緑豊かな住環境の保全、創出**

- 官公庁施設や教育施設など、地域の緑の拠点となるべき公共施設については、施設整備にあわせた緑化や、緑地の適切な維持、管理を推進します。
- 民有地では、集落内の生垣や屋敷林など、市民が身近に接することができる緑地の保全や適切な維持、管理を促進します。また、駅周辺等の多くの人が集い利用する場所を中心としながら、敷地緑化、建築物緑化を促進します。
- 地域住民が主体となった積極的で効果の高い緑地保全、緑化活動に対しては、補助、助成等の支援を検討します。
- 良好な営農環境や景観、防災等を支える農地については、農

業関連施策とも連携しながら保全を図ります。

- 耕作放棄地については、所有者への指導等を行い、耕作が困難な場合は担い手への集積を促進します。

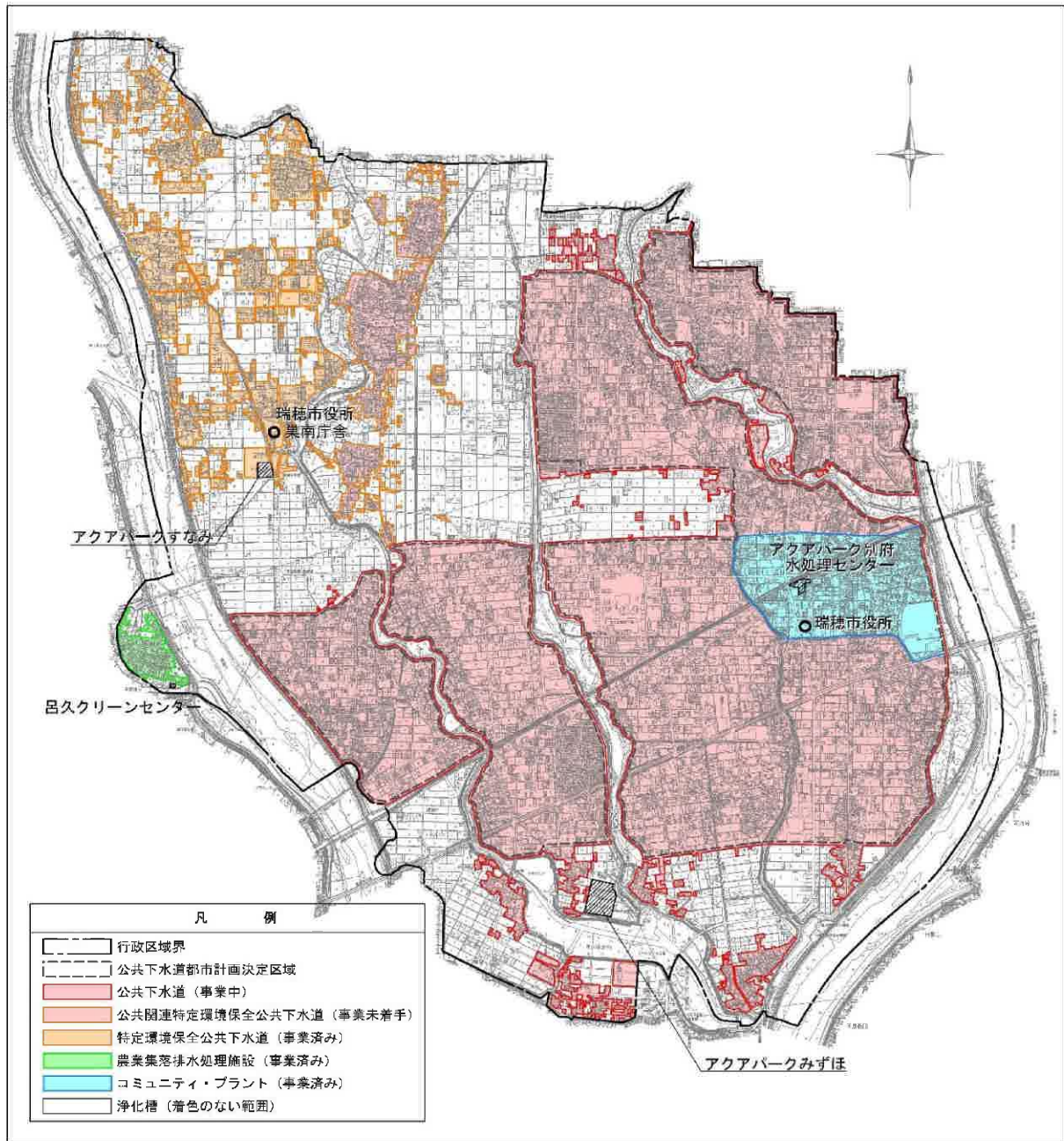
#### 《公共用水域の保全》 ①下水道の整備

- 公共用水域の水質を保全し、良好な住環境の形成を図るため、公共下水道による整備を基本とし汚水処理を推進します。
- 下水道整備については、都市計画として公共下水道排水区とその他施設が決定されており、具体的には、個別具体プランである「瑞穂市公共下水道全体計画」に基づき、また、当該計画の見直しも適宜行いながら、着実に進めることとします。
- 「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、隣接市町の処理区への接続や、処理施設の統廃合について検討します。

#### ②合併浄化槽の設置

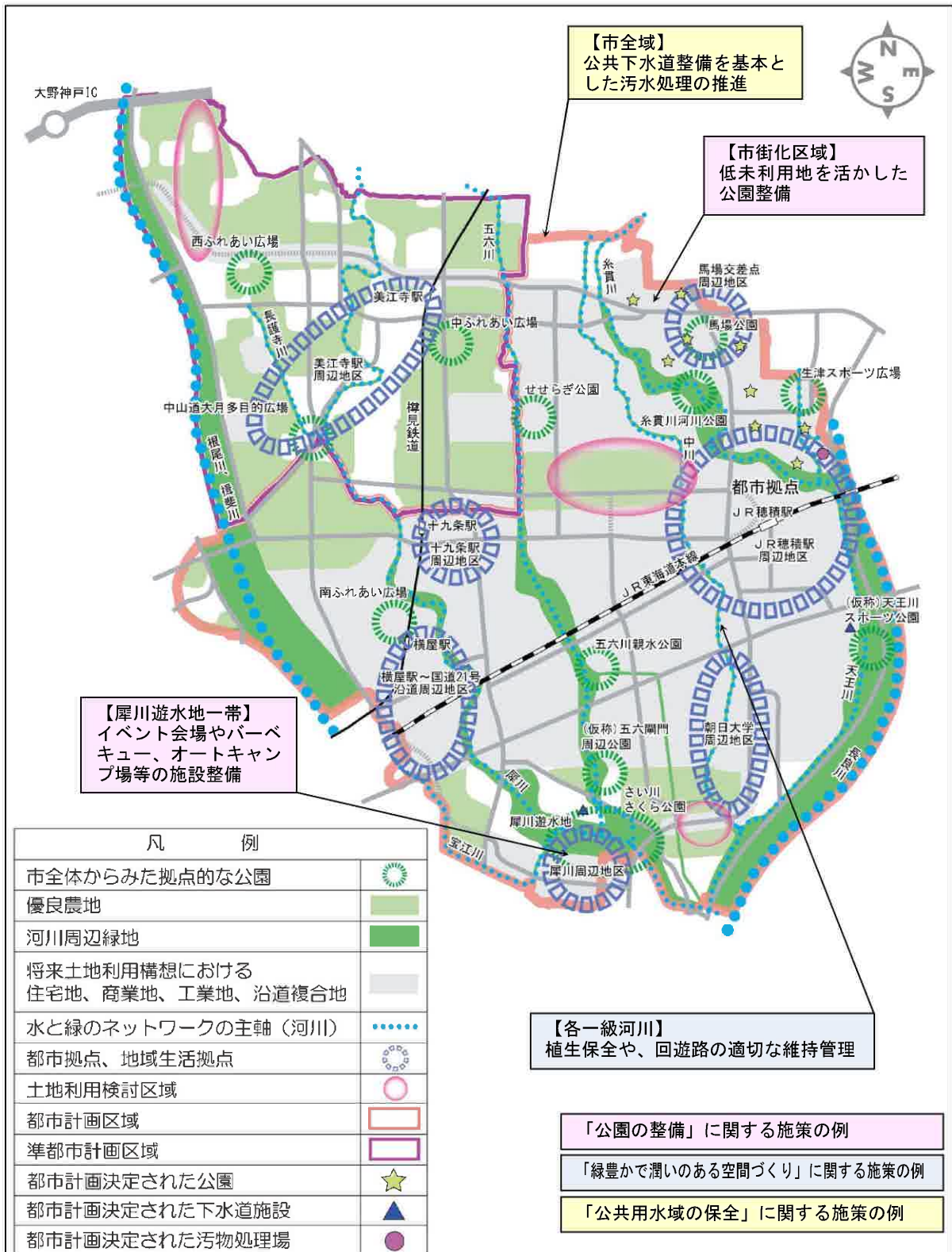
- 市街化区域外で住居が点在しているような地域では、合併浄化槽の設置を促進します。

参考図 公共下水道等の計画区域及び整備状況



出典：瑞穂市資料

図 水、緑づくりの方針



注：この図面は、すべての施策を網羅したものではなく、また、各施策の具体的な位置、区域等を特定したものではない。

## 5-3 市街地づくりの方針



### 1. 基本方針

本市では、活発な都市活動や快適、便利で安全な日常生活を支える良好な市街地環境を形成するため、適正かつ合理的な土地利用とともに、その土地利用の土台となる道路、公園等の都市基盤の整備、確保を進めます。

都市基盤の整備、確保については、低未利用地がまとまって残存する場所において、土地区画整理事業を実施するなど、各地区の課題や特性に応じた適切な手法を活用して計画的に進めます。一方、適正、合理的な土地利用については、用途地域や地区計画等の法制度の適切な運用や、良質な空家、空き店舗の有効活用等を通じて進めます。

本市の都市計画決定された土地区画整理事業は2箇所、うち1箇所は既に完了しています。

なお、都市拠点やその他拠点的な場所については、利便性が高く魅力的なまちの顔の形成や、都市機能が集積したコンパクトな拠点づくりなど、都市づくり全体の先導的な役割に留意し、これらの施策を重点的、一体的に推進します。

#### 《施策体系》

- 都市基盤の整備 ……………
  - ①都市基盤未整備地区の整備
  - ②都市基盤整備済地区(土地区画整理済 等)の環境保全、有効活用
  - ③集落の整備
- 適正、合理的な土地利用 ……
  - ①土地利用に係る制度の適切な運用
  - ②既存ストックの活用
- 拠点地区の整備 ……………
  - ①都市拠点の整備
  - ②地域生活拠点(美江寺駅周辺地区 等)の整備
  - ③学術研究拠点(朝日大学周辺地区)の整備

## 2. 整備、誘導の方針

### 《都市基盤の整備》

#### ①都市基盤未整備地区の整備

- 低未利用地がまとまって残存する場所では、道路、公園等の都市基盤が不十分なまま市街化が進まないよう、土地区画整理事業、道路拡幅事業等の実施や、良質な民間開発の誘導等により市街地整備を図ります。
- 都市基盤が未整備であり、古くからの市街地では、巨大地震に対する危険性が高い木造住宅密集地や、土地の高度利用を図るべき拠点的な場所を中心として、地区計画制度の活用も検討しながら、狭あい道路の解消、地区の骨格となる生活道路の整備、広場やオープンスペースの確保など、環境改善を図ります。

#### ②都市基盤整備済地区(土地区画整理済等)の環境保全、有効活用

- 土地区画整理事業や民間開発等により、都市基盤が十分に整備された地区で、特に良好な住環境の保全や土地の高度利用を図る必要がある場合は、地区計画制度を活用したきめ細かな土地利用の誘導を進めます。
- 高齢化や都市基盤の老朽化が進行している地区では、道路の維持補修、公園等のリニューアル、バリアフリー化に努めるとともに、空家、空き地を活かした日常生活を支援する機能の導入など、地区の課題に応じた再生の取り組みを支援、検討します。

#### ③集落の整備

- 市街化調整区域と準都市計画区域に分布する古くからの集落では、農業関連施策との連携や、中山道沿道の歴史的な建造物、街並みの保全等に留意しながら、集落の骨格となる生活道路や排水路等の整備を図ります。

### 《適正、合理的な土地利用》

#### ①土地利用に係る制度の適切な運用

- 市街化区域の拡大は、原則、抑制していきます。ただし、犀川周辺地区や横屋駅～国道21号沿道周辺地区など、都市の活力を維持し、持続的な発展を図る上で重要な役割を担う場所については、土地の有効、高度利用と良好な市街地環境の形成

を図るべく、市街化区域への編入を検討します。

- JR穂積駅周辺地区に隣接した土地利用検討区域は、市民にとって利便性が高い場所であることから、適正な土地利用について検討します。
- 用途地域については、現在の指定の維持を基本とします。ただし、土地利用の現状や動向、市街地開発事業の進展、将来の人口の見通し等を踏まえつつ、土地利用構想で設定した住宅地、商業地、工業地等が適切に形成されるよう、適宜、見直しを行います。
- 準都市計画区域では、主要地方道岐阜県南大野線バイパスの整備に伴う土地利用条件の変化に留意し、無秩序な宅地開発を抑制するとともに、良好な住環境、営農環境と調和した適正かつ合理的な土地利用を誘導するため、都市計画区域への編入も含めたあり方や、土地利用のルール（特定用途制限地域等）の指定等を検討します。また、営農環境との調和に十分留意しながら、地域の活性化に寄与する新たな産業の土地利用を検討します。
- 主要地方道北方多度線の沿線及び、主要地方道岐阜県南大野線バイパスの周辺における土地利用検討区域は、安ハスマートICや大野神戸ICとの近接性があることから、新たな工業地の整備に向けた適正な土地利用について検討します。
- 拠点的な場所における土地の高度利用や、既存住宅団地における良好な住環境の保全、市街化調整区域内の集落における地域コミュニティの維持など、地区の課題や特性に応じて、きめ細かに土地利用を誘導するため、適宜、地区計画制度の活用を図ります。

## **②既存ストックの活用**

- 厳しい財政状況のなか、都市経営コストを抑制しながら効率的に土地利用を進めるため、これまでに整備された道路、公園、公共公益施設等について、施設の劣化や機能低下を防ぐため定期的な点検・診断等を実施するとともに、その結果を踏まえた長寿命化対策を推進します。また、民間活力の導入により、効率的な維持管理の実現や民間機能併設での相乗効果等が見込まれる施設に関しては、PPP/PFIの手法についても検討します。

- 公共建築物に対しては、統廃合等による総量の最適化や効率的・効果的な機能の再編について検討を進めます。
- 良質な空家、空き店舗については、地域の特性に応じた有効活用を進めるため、個別具体プランである「瑞穂市空家等対策計画」に基づき、空家に関する情報提供や、空家等の利活用を促進する「空家等活用促進区域」の指定等を検討します。

## 《拠点地区の整備》

### ①都市拠点の整備

- 憩いや賑わいのあるまちの顔として、商業施設、業務施設など、多様な施設の立地を促進するとともに、低層の戸建て住宅から中高層の集合住宅までの多様な住宅環境の創出を推進します。
- 子育て世代や高齢者、障がい者を含め、誰もが快適で便利に暮らし、訪れることができるよう、土地区画整理事業等の基盤整備により、JR穂積駅を中心とした交通結節機能の強化や、多くの人々が利用する公共公益施設及びその周辺におけるバリアフリー化など、公共空間の質の向上を図ります。
- 土地区画整理事業等の基盤整備と連携し、土地利用施策、公共交通施策、市街地整備を一体的に推進します。また、商業や医療、子育て支援などの人が集い地域の活性化に寄与する施設の誘致など、賑わいの創出に向けた取組を検討します。

### ②地域生活拠点(美江寺駅周辺地区 等)の整備

- 美江寺駅周辺地区では、中山道大月多目的広場を「いつでも誰でも利用できる広場」として位置づけ、活用します。また、中山道・美江寺宿一帯の歴史資源を活用した交流拠点づくりを検討します。
- それぞれの地区の課題や特性に応じ、都市基盤の整備、改善や、交通結節機能の強化、身近な生活拠点として不足する都市機能の集積等を進めます。
- 朝日大学周辺地区等では、若者が魅力を感じる住環境の整備を推進します。
- 横屋駅～国道21号沿道周辺地区については、恵まれた交通条件を活かして、土地の高度利用を進めるため、JR東海道本線北側の既成市街地では、土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の都市基盤整備を促進します。また、JR東海道本

線南側では、新市街地の整備に向けた土地利用を推進します。

### **③学術研究拠点(朝日大学周辺地区)の整備**

- 産学官の連携体制のもと、学術研究機能の強化や、これとの連携による超高齢化に対応した健康、医療、福祉関連産業等の機能集積に向けて地区計画制度等の活用を図ります。
- 地域生活拠点としての取り組みとも連携しながら、大学とJR穂積駅とを結ぶ道路を中心として、安全な歩行環境の整備や、良好な景観の形成、賑わい創出や大学関係者の利便に寄与する商業施設の立地誘導等を進めます。



## 5-4 都市環境づくりの方針

### 1. 基本方針



本市では、質の高い良好な都市環境を形成し、持続可能な都市づくりを進めるため、土地利用施策、公共交通施策、市街地整備との連携にも留意しながら、防災性及び防犯性の向上や、良好な景観の形成、地球環境の保全の観点による取り組みを計画的に進めます。

特に、防災性の向上については、巨大地震の発生切迫性や多くの一級河川が流下する地域特性から、緊急かつ重要な課題であるため、「防災」、「減災」及び災害が発生した際のことを想定し、被害を最小化する都市計画やまちづくりを推進する「事前復興」の視点も取り入れながら、都市基盤の整備や建築物の個別対策、デジタル技術を活用した防災情報の高度化等を積極的に進めます。

さらに、良好な景観の形成や地球環境の保全についても、これらに対する市民の意識高揚を図り、建築行為に対して配慮を求めるなど、これまで以上に積極的に取り組みます。

また、都市計画決定された「瑞穂市火葬場」については、公衆衛生その他公共福祉の向上のための施設として、適正な維持、保全に努めます。

#### 《施策体系》

- |                |                                                     |
|----------------|-----------------------------------------------------|
| ●防災性の向上 ……………  | ①災害に強い都市基盤の整備<br>②地域の不燃化、耐震化<br>③防災情報の整備、活用         |
| ●良好な景観の形成 ………  | ①地域特性に応じた良好な景観形成<br>②公共空間の景観整備<br>③景観に配慮した民間開発の誘導   |
| ●地球環境の保全 …………… | ①地球温暖化防止対策の推進<br>②低炭素な建築物の整備、誘導<br>③環境負荷の少ない都市構造の構築 |

## 2. 整備、誘導の方針

### 《防災性の向上》

#### ①災害に強い都市基盤の整備

- 大雨時における洪水被害を防止するため、犀川や五六川での河川改修や、犀川遊水地事業など、犀川流域を中心とした治水対策を進めます。
- 地域の雨水排水能力を高め、大雨時における内水被害を防止するため、土地利用施策（無秩序な農地開発の抑制）との連携にも留意しながら、下水道、雨水排水施設の整備を推進します。
- 地震や洪水などの自然災害に備え、避難所や防災拠点として機能する公共施設の整備を推進します。さらに、非常用電源や備蓄スペースの整備、情報通信機能の確保など、災害時に地域住民の安全と生活を支える防災性の高い施設づくりを推進します。
- 被害が広範囲にわたるような災害に対応し、救急搬送、物資輸送の円滑化を図るため、周辺都市を含めた広域的な視点から、防災活動拠点となる公共公益施設や公園、それらをネットワークする幹線道路の整備を進めます。
- 上記ネットワークについて、具体的には、「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画」に位置づけられている国道21号、主要地方道北方多度線等の緊急輸送道路に接続する市道や、避難所を結ぶ主要な市道において、橋梁等の耐震化を進めます。
- 災害に強く持続可能な上水道施設の強靱化に向けて、供給源である水源地施設や、防災活動拠点及び主要避難所に接続する管路の耐震化を推進します。
- 災害発生時でも下水道の機能が確保されるよう、処理施設や、防災活動拠点及び主要避難所に接続する管路の耐震化を推進します。

#### ②地域の不燃化、耐震化

- 巨大地震に対する危険性が高い木造住宅密集地を中心として、地域の協力も得ながら、避難路、避難場所、延焼遮断帯として機能する道路や公園等の整備、確保を図ります。
- 歴史的な建造物や街並み等を有する場所では、それらの保全

に留意し、適切な消防水利の配置や火災を未然に防ぐ地域住民の自主的な取り組みなど、地区の実情に応じた対策を実施します。

- JR穂積駅周辺地区等の土地の高度利用を図るべき場所では、準防火地域の指定を継続し、また、適宜拡充して、火災に強い建築物への建替えを促進します。
- 市有建築物の耐震化を推進するとともに、住宅その他民間建築物の耐震化を促進、支援します。
- 建築物の耐震化について、具体的には、個別具体プランである「瑞穂市耐震改修促進計画」に基づき、また、当該計画の見直しも適宜行いながら、緊急輸送道路沿道や木造住宅密集地、防災活動拠点である公共公益施設など、重要度、緊急性の高い場所、施設を中心として計画的に進めます。
- 適正に管理されていない空家や老朽化した建築物について、災害危険性の増大を防ぐため、個別具体プランである「瑞穂市空家等対策計画」に基づき、空家対策関係法令に基づく所有者への働きかけ等を実施します。

### **③防災情報の整備、活用**

- 地域の災害危険度に対する市民の正しい認識を促進し、的確な避難行動や、適正な土地利用等につなげるため、地震や洪水に係るハザードマップの見直し、充実を図ります。また、防災情報のデジタル化を進め、最新情報を迅速かつ的確に発信できる体制づくりを推進します。
- ハザードマップ等の防災情報については、巨大地震に備えた「事前復興の取り組み（地域の将来像や対策の方向性を被災前に検討し、被害軽減や円滑な復興につなげるもの等）」のきっかけとしても有用であり、出前講座の実施を通じて、これらを活かした地域住民主体の取り組みを促進、支援します。また、地域防災の担い手として、これらの防災情報を地域の防災活動に活用できるよう、消防団の強化、防災士の育成に努めます。

## **《良好な景観の形成》 ①地域特性に応じた良好な景観形成**

- 市全体としては、多くの一級河川や広大な優良農地を骨格と

した、水と緑に恵まれた環境を積極的に活かし、市内外多くの方が安らぎや親しみを感じる良好な景観形成を重視していきます。

- ・富有柿発祥の地としての特色ある農業環境や、中山道及びその宿場町の名残である街並み、小簾紅園、五六閘門など、本市ならではの景観資源を活かし、市民が誇りや愛着を持ち、観光、交流の活性化にもつながる良好な景観形成を図ります。

## **②公共空間の景観整備**

- ・駅周辺、公園等の公共空間では、緑化、周辺景観や地域の歴史、文化と調和した施設、設備の整備など、良好な景観形成の先導的役割に留意した取り組みを進めます。
- ・JR穂積駅周辺地区や国道21号をはじめとした、都市構造上、重要な場所では、それぞれの特性に応じたまちづくりとの連携にも留意しながら、公共空間の重点整備を図り、本市の新しい魅力となるような良好な都市景観の形成に努めます。

## **③景観に配慮した民間開発の誘導**

- ・周辺景観と調和しない奇抜な色彩の建築物や、過大な屋外広告物等の発生を防止し、また、良好な都市景観が形成されるよう、建築行為や開発行為等の規制、誘導を図ります。
- ・規制、誘導については、具体的には、景観法に基づく「景観計画」の策定を検討し、良好な景観形成に対する様々な主体の共通認識の醸成や、色彩や規模等に係る具体的なルールの明示のもと、計画的に取り組んでいきます。

## **《地球環境の保全》**

### **①地球温暖化防止対策の推進**

- ・瑞穂市環境都市宣言、瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ、市民、事業者、団体、行政が連携・協力し地球温暖化防止対策を積極的に推進します。

### **②低炭素な建築物の整備、誘導**

- ・公共公益施設では、個別具体プランである「瑞穂市地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光等の再生可能エネルギー発電設備の導入や、省エネ効果に優れた先進的設備や断熱性

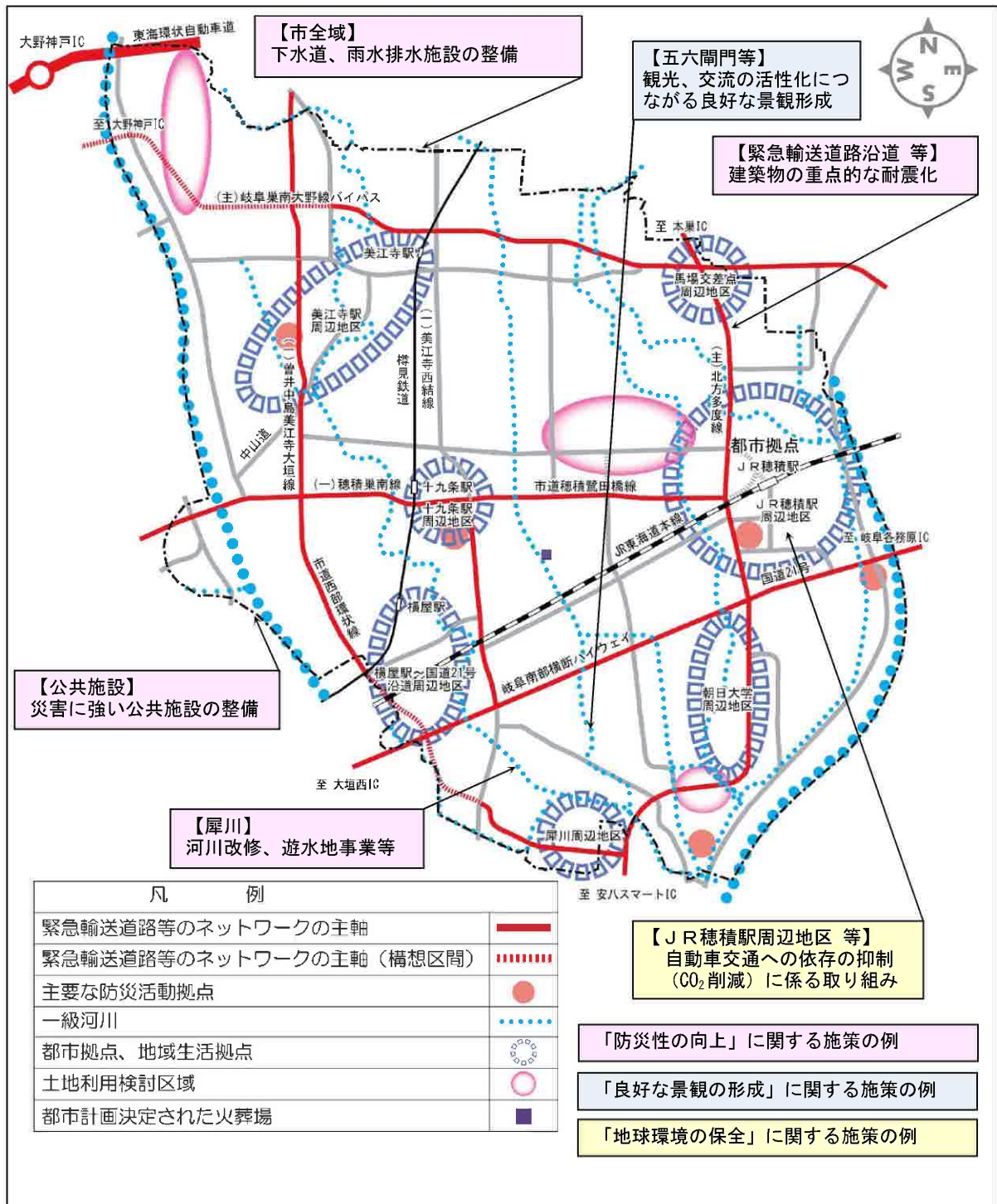
能に優れた資材の導入、敷地緑化、建築物緑化など、都市の低炭素化の先導的役割に留意した取り組みを進めます。

- 美来の森については、資源回収拠点（エコステーション）として機能強化を図ります。
- 公共公益施設以外についても、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の普及、啓発や、新たな住宅地整備にあわせたスマートコミュニティ（再生可能エネルギーの面的、効率的な活用等を図るシステム）の導入促進等の取り組みを進めます。

### **③環境負荷の少ない都市構造の構築**

- 自動車交通への依存を抑制し、CO<sub>2</sub>削減を図るため、JR穂積駅周辺地区等の拠点的な場所における、日常生活を支える機能の集積や安全な歩行環境の整備、各拠点間の公共交通ネットワークの形成等を推進します。
- 緑地が有するCO<sub>2</sub>吸収源としての機能や、気候変動緩和の機能を維持、確保するため、市北西部の農地等による田園風景のある地域や河川周辺緑地等について、地域の協力を得ながら、積極的な保全や適正管理を図ります。

図 都市環境づくりの方針



注：この図面は、すべての施策を網羅したものではなく、また、各施策の具体的な位置、区域等を特定したものではない。